


# 鳥取県の登録譲渡ボランティアになるには

## ☆ 登録譲渡ボランティア

鳥取県が実施する犬猫の譲渡事業に協力して新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体又は個人で、県の基準に適合し登録された方です。

## ◎ 登録基準と遵守事項です

対 象	鳥取県の譲渡事業に協力し、新しい飼い主探しを非営利として行う団体又は個人 (NPO 法人、動物愛護ボランティア団体 (任意)、取り組みを行う個人 等)
基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 活動趣旨及び活動実績が、鳥取県の実施する譲渡事業の趣旨に沿っていること。</li> <li>➤ 団体の場合は成人の代表者・県内居住責任者がいること。個人の場合は、県内に居住する成人であること。</li> <li>➤ 譲渡事業に関わる者が、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例等、動物を飼養する上での関係法令に違反等していないこと。</li> <li>➤ 一時飼養を含め動物を飼養することが認められている場所で飼養すること。</li> <li>➤ 今まで動物の飼養を原因とする苦情等が出ていないこと。</li> </ul>
遵 守 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 終生飼養・適正飼養をする新しい飼い主以外への譲渡は行わないでください。</li> <li>➤ 譲渡時に販売と思われるような金銭を請求するなど、県から譲渡した動物を用いて収益活動と思われるような行為を行わないでください。</li> <li>➤ 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が起きた場合は、自己の責任で処理をしてください。</li> <li>➤ 県の譲渡事業に誤解を招く又は支障を来す行為は行わないでください。</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 譲渡基準を満たす動物は、県や県動物愛護センターアミティエからの譲渡を優先させます。</li> <li>➤ 子犬の收容は極めて少なく、犬の場合は大型、高齢、問題行動があるものの中から選定するようになります。</li> <li>➤ 猫の場合は、成猫や離乳前の子猫の譲渡に可能な限り協力をお願いします。</li> <li>➤ 県に保護收容された動物は非常に恐がりの子が多いので、特に逸走にご注意ください。</li> </ul>

◆ これ以外にも遵守事項等があります ◆

♣ 譲渡ボランティアには、譲渡結果の連絡や年 1 回の活動報告を行っていただきます ♣

## 登録申請に必要な書類

### ① 申請書（様式 1-1）

団体代表者又は申請者の住所氏名を確認できるもの（免許証や健康保険証など）を御持参ください。

### ② 一時飼養場所票（様式 1-2）

一時飼養場所ごとに提出してください。

一般的なお家庭で一時預かりを行う場合は、立入調査は行いません。

ただし、現在飼われている犬猫と一時預かりを行う犬猫が併せて 10 頭以上になる場合や、以前に動物の飼養に関して苦情があった場合等、立入調査を行います。

<施設の基準>

ケージ等 給水設備(水道) 消毒設備(消毒薬の収納場所) 餌の保管設備(餌の収納場所)  
清掃設備(清掃道具の収納場所) 遮光、風雨を遮るための設備(必要のない場合は不要)

### ③ 誓約書（様式 2）

### ④ 団体の場合は規約、会則等（参考様式 1）、個人の場合は活動趣意書

規約等の目的には動物愛護思想の高揚と適正飼養の普及啓発に関する記述を入れてください。また、名称、活動内容、役員などを盛り込んでください。

個人の場合は活動趣意書（思い、目的及びそのために何をするか等）を提出してください。

### ⑤ 活動実績

動物の愛護及び管理に関して活動実績がある場合は、その内容について記載したものを提出してください。様式はありませんので、ご自由にお書きください。

### ⑥ 団体の場合は代表者及び役員名簿（参考様式 2-2 で兼ねることも可能です。）

団体代表者が県内に在住しない場合は、県内在住の責任者を選出してください。

### ⑦ 譲渡ボランティアの基準（別表 2）の 5 に該当しないことを示す書類（参考様式 2-1、2-2）

### ⑧ 一時飼養場所が借家又は集合住宅の場合は、動物の飼養が承認されていることがわかる書類 賃貸借契約書、マンション規約等の写し

## ○ ホームページに掲載される場合の留意事項です

- 譲渡ボランティアとなるということは県の登録名簿に掲載されるということですので、県が認可、認定しているなどと誤解されるような表現を使わないでください。
- 寄付受入等について県は関与しません。県が関与しているかの誤解を受けるような寄付の募集等については記載しないでください。
- 活動趣意と譲渡条件の概要について掲載をしてください。

### 【お問い合わせ先】

東部生活環境事務所	電話 0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局	電話 0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局	電話 0859-31-9320
くらしの安心推進課	電話 0857-26-7877



## 登録譲渡ボランティアの連絡・報告事項等について

鳥取県の譲渡ボランティアに登録いただいた後の、連絡・報告事項等についてご説明します。

### ◎ 県からの動物の譲渡

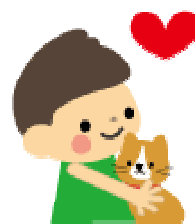
- 県からの譲渡候補動物の情報提供は、原則として電子メールで行います。希望される動物がいる場合は、県事務所へご連絡ください。
- 引き受ける動物が決まったら、犬・猫等譲受申出書（規則様式第5号）に記入いただき、併せて申出書別紙を提出してください。申出書の申請者の欄には代表者の住所、名前等をご記入いただき、実際に一時預かりして飼養する方の名前を飼育者の欄に記載してください。
- 預かっていた動物を逃がしてしまった場合は、すぐに収容につとめるとともに、速やかに県事務所に連絡してください。預かっていた動物が死んでしまった場合にも、速やかに県事務所に連絡してください（これらの連絡は電話で構いません）。

### ◎ 犬の場合

- 一時預かりが1か月を超える場合は、狂犬病予防法に基づき犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、その登録番号及び注射番号について県事務所に連絡してください（電話で構いません）。

### ◎ 新しい飼い主が決まった時

- 県から譲渡した時に譲渡連絡票（様式4）をお渡ししますので、新しい飼い主が決まった時は、その内容について県事務所に連絡してください（持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール）。書面での提出が難しい場合は、電話で県事務所にその内容について連絡してください。
- 犬の場合は、新しい飼い主が所有者の変更届（一時預かり中に犬の登録等を行わなかった場合は、登録と狂犬病予防注射）を行ったことを確認し、それらの番号を県事務所に連絡してください。
- 必要に応じて新しい飼い主さんの相談を受けるなどフォローをお願いします。



### ◎ 活動報告書、譲渡動物現状報告書

- 年に1回、前年度の活動と前年度末時点で一時預かりしている動物の状況を報告（様式6）していただきます（翌年度の5月末まで）。

### ○ 申請事項の変更

次のような場合は届け出が必要になりますので、速やかに届け出てください。

- ① 代表者・責任者の変更（様式5）・・・変更の都度
- ② 一時飼養会員追加・変更、預かり頭数の変更（様式5）・・・変更の都度

なお、団体の名称、規約の改正や譲渡ボランティアとしての活動を休止するなど、活動の根本に関する重大な変更の時には、予め相談してください。

### ○ 注意事項

- 登録ボランティアの基準に合致しなくなる、遵守事項を遵守していない等の問題が生じたり、行政機関から大きな指導を受けたりした場合、県からの譲渡を停止したり登録を取り消すことがあります。